

令和6年1月から

産前産後期間相当分(4か月分)の国民健康保険税が減額されます！

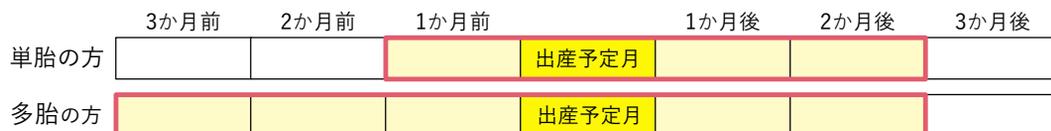


対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額内容

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。

ただし、既に保険税が限度額に達している世帯については、減額とならない場合があります。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税減額届出書
- ② 母子健康手帳など出産予定日を確認できる書類

※出産後に届出を行う場合、追加の書類を提出頂く場合があります。

届出先・問合せ先

島原市役所 TEL 0957-63-1111

- ▶ 届出に関すること… 保険健康課 国民健康保険班
- ▶ 税額に関すること… 税務課 市民税班

